

2024年4月版

知っておきたい 健康保険のはなし



全国健康保険協会
協会けんぽ

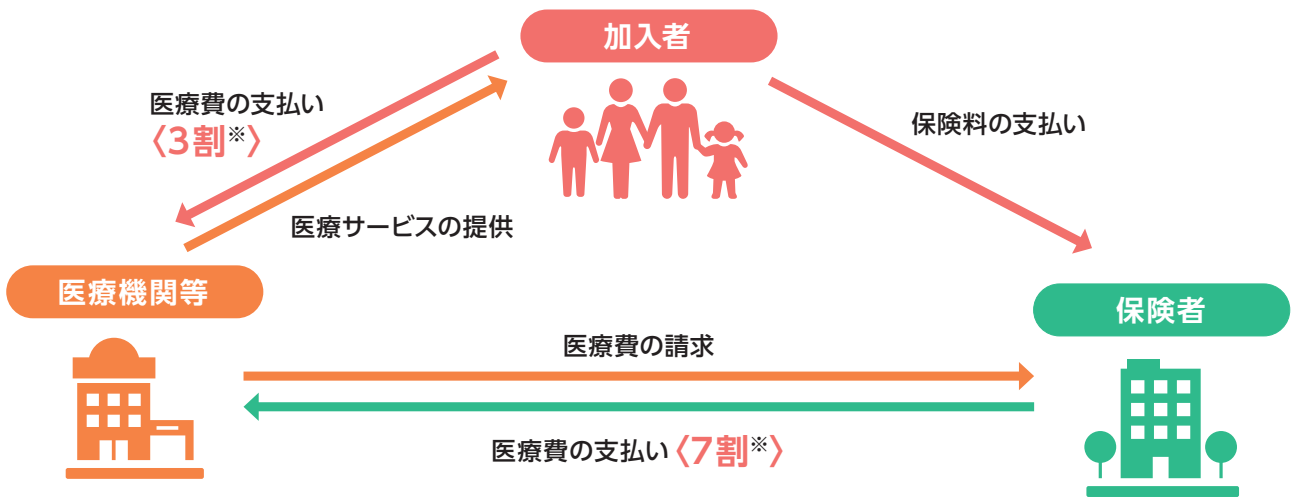
「国民皆保険制度」

医療保険（健康保険）は、病気やケガによって生じる経済的な負担を、お互いで支え合うことを目的にしている社会保障制度の1つです。すべての国民が何らかの医療保険に加入し、お互いの医療費を支えています。



医療サービスが提供される仕組み

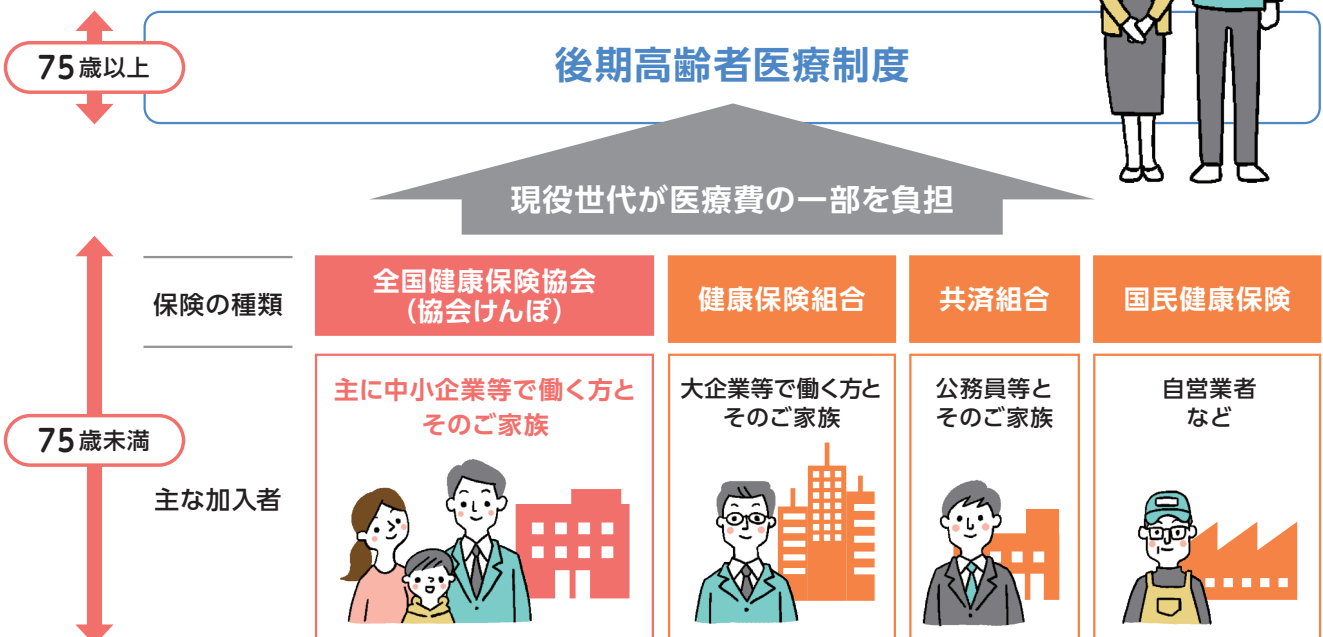
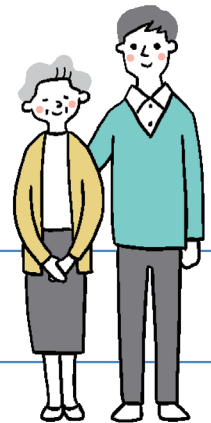
保険証を医療機関等に提示すると、医療費の3割（自己負担）のみを支払うことで、医療サービスを受けることができます。



※自己負担割合は年齢等により設定されているため、1割または2割の場合があります。これに伴い、医療機関等が保険者に請求する医療費の額も、9割または8割となります。

医療保険の分類

加入する医療保険は、年齢、職業、地域などに応じて違いがあり、高齢者の医療費を現役世代が支える仕組みとなっています。



「健康保険」とは？

ここからは、協会けんぽを例にして、健康保険について説明します！



皆さまの保険料で運営されています

協会けんぽの主な収入は、皆さまに納めていただく保険料です。

健康保険に加入した方(被保険者)には、働いている事業所を通して、毎月保険料を納めていただけます。

保険料は被保険者と事業主に半分ずつご負担いただいています。

※健康保険には被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている75歳未満のご家族(被扶養者)も加入できます。被扶養者として加入されている方の健康保険料や介護保険料はかかりません。

例) Aさん(23歳)の場合

月収 **20万円** 健康保険料率 **10.0%** (協会けんぽの全国平均)

$200,000円 \times 10.0\% = 20,000円$ (Aさんの負担10,000円+事業主の負担10,000円)

給与明細書 (2024年4月)

支給	基本給	役職給				総支給額
	200,000円	0円				200,000円
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険		
	10,000円	0円	18,300円	1,100円		
	所得税	住民税				控除合計
	4,000円	6,300円				39,700円
合計						差引支給額
						160,300円

皆さまの保険料の使い道

協会けんぽの支出の約6割は、皆さまが医療機関等を受診した際の医療費や各種給付金に使われています。

一方、約3割は、75歳以上の方を対象とした高齢者医療への拠出金等に使われています。

皆さまの保険料1万円あたりの使い道



加入者の皆さまが医療機関等を受診したときの医療費
約**5,770円**



加入者の皆さまが病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金
約**620円**



高齢者の方々が医療機関等を受診したときの医療費(拠出金)
約**3,300円**



加入者の皆さまの健診・保健指導経費
約**120円**



協会けんぽの事務経費等
約**190円**

こんなときにも健康保険



困ったときには申請を！（健康保険の給付金等）

健康保険には、病気やケガのときなどに申請していただくことにより給付されるさまざまな給付金があります。ここでは、給付金の一部をご紹介します。

高額な医療費を支払ったとき

高額療養費

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が後で払い戻される制度です。



病気や出産で仕事を休んだとき

傷病手当金・出産手当金

病気や出産で仕事を休み、その間の給与が受けられないときに、給付金が支給される制度です。



出産するとき

出産育児一時金

被保険者および被扶養者が出産されたときに、給付金が支給される制度です。



手続きに必要な書類や支給要件、その他の制度など、詳しくはこちら



あなたの健康づくりをサポートします！（保健事業）

健康の保持・増進は、日々の健康づくりが重要です！

協会けんぽでは、皆さまの健康のためにさまざまな保健事業を行っています。



【コラボヘルス】

事業主の皆さまとの連携で従業員の健康を守る！

協会けんぽでは、事業所特有の健康課題が把握できるよう、事業所単位での健康度や健診の受診率・特定保健指導の実施率等を数値やグラフ、レーダーチャート等で見える化した「事業所カルテ」や、事業所の規模・業種別等に応じて「健康度カルテ【業種別】」を提供しています。

また、事業所と協会けんぽが連携して、職場の健康課題の解決等に取り組む「健康宣言」を積極的に推進しています。事業所の健康づくりを協会けんぽがしっかりサポートいたします。

【健診】

年に1回、忘れずに！

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。健診を受けることで、自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。

また、早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。

生活習慣病予防健診

【35歳以上の被保険者（ご本人）が対象】

生活習慣病予防健診に追加できる健診※

・付加健診 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診

※受診できる年齢等が異なります。

特定健康診査

【40歳以上の被扶養者（ご家族）が対象】



【特定保健指導】

生活習慣病予防のための健康サポート！

健診を受けた後、健診結果をご確認いただき、生活習慣の改善が必要な方は、適度な運動やバランスの良い食事、禁煙等の普段の生活習慣の見直しに取り組むことが大切です。

生活習慣の改善が必要な方には、健康に関するセルフケアができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の見直しに向けてサポートいたします。



【未治療者に対する受診勧奨】

健診において、血圧値、空腹時血糖値（またはHbA1c）、LDL（悪玉）コレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できなかった方には、医療機関への受診をお勧めする案内を、ご自宅へお送りします。

健診・特定保健指導など保健事業について、詳しくはこちら

